

令和4年度

## 事 業 計 画 書

社会福祉法人 羅臼町社会福祉協議会

# 令和4年度 事業計画

## I. 基本方針

「みんなで支えあい 笑顔で安心して暮らせる ふれ愛のまちづくり」  
～地域共生社会の実現を目指し～

社協が実施する事業は、利益を追求することではなく、支援を必要とする人に信頼されるサービスを広く提供するとともに、住民が必要とする新たな取り組みを先駆的に実践していくことあります。

しかし、近年の地域経済の低迷に加えて新型コロナウイルスによる影響を勘案しますと社協の運営、事業を推進するための財政状況は今後厳しい環境になることが想定されます。

そのことからも、財政基盤の安定強化と法人組織の強化、介護保険事業経営の見直し、障がい者福祉事業の充実等、将来にわたって持続できる安定的な社協運営体制の構築を目指して参ります。

また、社会環境の変化を確実に受け止め、今後の「社協」としての事業運営の在り方について検討を進めて参ります。

これまで実施した高齢者実態調査や行政計画における調査におきましても様々なニーズがあることから民生委員をはじめ関係機関・団体と連携した多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とする体系づくりが急務となっています。

地域共生社会の実現に向け、町民が積極的に、そして気軽に参加できる社協事業の推進に努めるとともに、町内会や民生委員児童委員協議会等の関係機関・まちづくり団体、ボランティアの方々と連携し、また、ご協力をいただきながら、社協の存在意義を積極的に発信し、町民に理解され支持される社協づくりを目指します。

## Ⅱ. 重点推進目標

～信頼され、支持される社協を目指して～

### 1 法人運営部門

- ①組織運営及び事業財源の確保（会費・寄附金・補助金等の確保）
- ②組織体制の強化（役員会・評議員会の活性化、社協理解の推進と広報活動の充実）
- ③事務局体制の強化（職員間連携の強化と法令遵守の徹底）

～支え合い、笑顔あふれるまちづくりのために～

### 2 地域福祉活動推進

- ①共同募金運動への協力（体制の充実と啓発事業の強化）
- ②ボランティアセンターの活性化（人材育成と体制整備・愛情銀行の拡充）
- ③小地域ネットワーク事業の推進（町内会と連携した支援体制の構築）
- ④相談事業の推進（相談体制の整備）
- ⑤福祉団体との連携強化（団体運営の支援と自主運営の促進）
- ⑥多様な方法によるニーズ把握（福祉事業・関係団体の課題把握）
- ⑦緊急生活支援資金貸付事業の実施
- ⑧日常生活自立支援事業の実施

～安心・安全の暮らしを届けるために～

### 3 在宅福祉サービス部門

- ①訪問介護・居宅介護事業の実施（サービスの拡充と経営基盤の安定強化）
- ②居宅介護支援事業の実施（関係機関との連携強化・サービスの向上）
- ③障害者(児)自立支援体制の整備（就労継続支援事業の運営と事業拡充）
- ④受託事業の経営（生活支援コーディネーター・いきいきサロン・電話サービス等）

### Ⅲ.事業推進項目

#### 1. 法人運営

##### (1) 社会福祉法人の適切運営

地域住民の意向が反映される組織体制の構築と強化

①役員会及び評議員会の開催

②正副会長会議の開催

③部会の開催

④定例監査の実施（四半期毎）

⑤町理事者と社協役員懇談会の開催

##### (2) 財政強化の推進

地域福祉を推進するための組織運営・事業にかかる財源の確保

①社協会費の拡大促進

②安定的公費補助金の確保

③社協理解推進による寄附金等の確保

④共同募金委員会との連携強化

##### (3) 役職員の資質向上への取り組み

法人運営及び事業推進に係る諸問題について各種研修会に参加し、情報収集及び課題解決方法の知識を習得します。

①役職員の計画的な研修への参加

- 全道社協会長・事務局長研究協議会への参加
- 釧路・根室地区別課題対応会議への参加
- 釧根地区地域支え合い活動セミナーの参加
- 釧根地区社協会長・事務局長会議への参加
- 根室管内社連協研修会への参加

#### 2. 広報啓発事業

##### (1) 社協だよりの発行

社協の情報を地域住民に提供し、社協理解を推進します。

- 定期発行 年4回（5・7・10・1月）

##### (2) ホームページの活用

広報誌と連動しインターネットを活用して必要な情報を随時提供します。

### (3) 顕彰事業

町内の社会福祉増進に寄与した方や社会福祉活動に協力、援助した方に対して顕彰を行います。

## 3. 福祉推進事業

### (1) 高齢者に対する福祉振興と健康増進の推進

①羅臼町の地域福祉の発展にご尽力された米寿者に対して感謝の意を表する。

米寿者への記念品贈呈

②振り込め詐欺、消費被害の啓蒙

近年増加している特殊詐欺や悪質商法など消費生活のトラブルに遭わないようするため啓発活動に取り組みます。

③高齢者訪問事業

ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、状況と必要なサービスを検討します。

### (2) 障がい者・児に対する福祉振興と健康増進の推進

①障がい者のひとり暮らし体験事業の実施

障がい者が自立意欲や自活能力を高揚し、将来にわたって地域生活の継続が可能となるように支援するため、地域にある住宅等を利用し宿泊体験を行います。

### (3) 児童や母子に対する福祉振興の推進

①クリスマス事業として社協関係者がサンタに扮し幼稚園2か所を訪問し、園児に夢を与える交流を行います。

・幼稚園訪問事業 (12月中旬)

②入学祝い品贈呈事業

・新1年生を対象に入学祝い品を贈呈する。(3月下旬)

### (4) 戦没者遺族に対する福祉振興の推進

遺族の援護と相互交流を図ります。

### (5) 福祉団体に対する運営協力

①羅臼町共同募金委員会事務局の運営

共同募金運動の目的達成のため、募金活動の趣旨と理解を求め、10月1日から「赤い羽根共同募金運動」及び12月1日から「歳末たすけあい運動」を実施します。

②羅臼町老人クラブ連合会事務局の運営

各単位老人クラブ相互の連絡調整及び会員の親睦を図り老人福祉向上に努めます。

また、豊かな経験と知識を生かして地域福祉活動に参画し福祉推進を図ります。

③羅臼町身体障がい者福祉協会事務局の運営

障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、適切な事業を行うとともに障がい

者相互の連携を密にして福祉推進を図ります。

④羅臼町手をつなぐ親の会事務局の運営

心身に障害のある子への育成に対する正しい理解と適切な支援を行い、地域の人々の理解と協力を得るための活動を図ります。

⑤羅臼町遺族会事務局の運営

町内在住の戦没者遺族を支援し、福祉向上を図ります。

## 4. 地域活動振興事業

(1) 防災並びに災害時要援護者支援体制の整備

小地域ネットワーク推進事業として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域住民のつながりや防災意識の高揚を図るため、町内会と連携し災害訓練を実施する。また、日頃からの地域関係づくりや要援護者の見守りネットワーク活動の推進を図ります。

(2) 災害ボランティアセンター設置マニュアル

整備したマニュアルに基づき、行政や各団体との協定を進めます。また、羅臼町防災訓練において災害ボランティアセンターのブースを設置いたします。

(3) 小地域福祉活動の推進

町内会による福祉活動や地域福祉の充実を図るため、町内会福祉活動へ助成を行います。

(3) 町内会)

(4) 安心して子育てのできる支援体制の整備

クリスマス訪問事業として社協関係者がサンタに扮しプレゼント配布を行います。

・子育て支援センターありんこ　・ちゅうりっぷ保育園　　・放課後児童クラブ

(5) 福祉団体に対する運営支援

地域の福祉団体が継続して活動できるように助成支援や育成を行い、地域福祉活動の充実を図ります。

(6) サロン運営の推進

地域の方々が集える居場所づくりを継続し実施いたします。

## 5. ボランティアセンター事業

(1) ボランティア実践者の育成と発掘

①個人・団体ボランティアが安心して活動を行うためにボランティア活動保険への加入促進と

ボランティア団体が地域で継続した活動を行えるように「福祉のつどい」を開催し、地域ボランティアの育成・拡充を図ります。

②公的サービスでは対応困難な緊急時の託児をボランティアが支援する体制づくり

## (2) 幼稚園・小学校・中学校・高校と連携した福祉教育活動の機会提供

ボランティアや福祉に興味・関心を持ってもらうため、町内の福祉施設での体験により、福祉学習とボランティア意識の高揚を図り、将来、福祉の担い手となるような福祉ボランティアの人材育成を推進します。

- ・ボランティア協力校の助成
- ・出前講座、体験事業

## 6. 愛情銀行運営事業

### (1) 愛情銀行の運営

町民からの善意による金銭及び物品を受け付け町内の福祉活動や福祉施設等へ配分し社会生活の相互援助を図ります。

#### ①金銭預託

入学祝、進学祝、出産祝、お見舞、全快祝、香典等のお返しの一部を愛情銀行に寄附していただき、寄附者にはお礼用ハガキを提供いたします。また、寄附金は寄付者在住の町内会へ地域配分いたします。

#### ②物品預託

ブルタブ、書き損じハガキ、使用済み切手、使用済みテレカ等を収集し福祉活動に役立てます。

#### ③災害見舞金の贈呈

災害により被害を受けた町民に対し見舞金を贈ります。

#### ④支店長会議の開催

愛情銀行支店長会議を開催し、愛情銀行の効果的な運営方法の協議や検討を行います。

#### ⑤愛情銀行事業の周知啓発を強化します。

## 7. 相談事業

### (1) 心配ごと相談所の開設と相談対応

地域の身近な福祉に関する相談窓口として、受けた相談を適切な機関につなぎながら各機関との連携を図り問題解決につなげます。

### (2) 緊急生活支援資金貸付事業

一時的な生活困窮を救うために独自の緊急生活支援資金貸付事業を実施します。

### (3) 日常生活自立支援事業（※道社協からの受託事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送られるよう利用援助を行います。

- ・生活支援員の発掘と養成

## 8. 生活福祉資金貸付事業 (※道社協からの受託事業)

### (1) 生活福祉資金の貸付と償還指導

北海道社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金」・「臨時特例つなぎ資金」の各種貸付の窓口(受付・償還)業務

### (2) 特別生活資金の受付

北海道社会福祉協議会が実施している「冬期生活資金」の受付、相談、償還業務

## 9. 訪問介護事業

### (1) 介護サービスの推進とニーズに柔軟に対応できる体制の整備

#### ①訪問介護、介護予防・日常生活総合支援事業の推進

住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう利用者の個々のニーズに応え入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活援助を行い支援します。

#### ②訪問介護事業経営基盤の安定

事業経営の安定を図るため、当事業所で行っている事業内容のPRに努め、利用者の増加と効率的な事業運営により経営基盤の安定を図ります。

#### ③介護職員の資質向上

各種研修会への参加や内部研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

#### ④ホームヘルプ（有償ボランティア）の実施

公的制度に該当しない介護について、支援を必要とする方が自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

#### ⑤各関係機関との情報交換

各サービス事業者と連携し、地域の課題や問題点を協議して地域福祉の充実に取り組みます。

#### ⑥福祉有償運送の実施

道路運送法に基づき、公共交通機関の利用が困難な要支援者、要介護者、障がい者等に対し、福祉車両による移送サービスを行います。

## 10. 居宅介護サービス事業

### (1) 障がいがあっても安心して地域生活を営むための生活支援体制の整備

#### ①居宅介護サービス事業の推進と経営基盤の安定

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、入浴、排せつ等の介護、日常生活の援助など居宅介護サービスを提供し支援いたします。また、利用希望者の情報収集に努め、利用者の増加と経営基盤の安定を図ります。

## 11. 高齢者介護予防事業 （※羅臼町からの受託事業）

(1) 高齢者が集い仲間づくりと楽しく交流できる場を提供し、介護予防や引きこもり防止、生きがいをもてるようサロンの充実を図ります。また、ふれあいサロン事業を参加者が自主的に運営できるように支援していきます。

- ・いきいきサロン事業 毎月3回 開催

### (2) 電話サービス事業の実施

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認により心身の状況確認や孤独死の防止等、安心して生活できるように支援します。

### (3) 生活支援コーディネーター業務の実施

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくため、情報提供や地域に不足するサービスの創出や地域資源の状況を把握、生活支援協議体と協力し課題に取り組みます。

#### 1. 普及啓発

- ・地域住民への普及啓発活動

#### 2. 新しい福祉サービスの創出

- ・地域の課題に対応できるサービスの創出を検討（地域たすけあい事業）

#### 3. ネットワークづくり

- ・サービス連携の体制づくり

## 12. 居宅介護支援事業

### (1) 利用者の視点に立った介護保険サービスの推進

#### ①居宅介護支援事業の推進と経営基盤の安定

介護保険制度による介護サービスを受けるときに必要となる介護サービス計画の作成、相談、申請代行、サービスの調整を行います。

医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるように連絡調整を行い、利用者が安心して在宅生活が営めるよう信頼されるサービス提供に努め、経営基盤の安定を図ります。

#### ②職員の資質向上

利用者への質の高いサービスを提供するため、各種研修会に参加し必要な技術と知識向上を図ります。

### ③各関係機関との情報交換

各サービス事業者と連携し、地域の課題や問題点を協議して地域福祉の充実に取り組みます。

## 13. 就労継続支援事業

### (1) 障害者総合支援法における就労継続支援B型サービス事業の実施

町内在住の障がい者で通常の事業所に雇用されることが困難である者に対して、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行います。

- ・事業所名：とっどる

サービス提供日数：248日予定

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）9：30-15：30

#### ①生活支援

社会生活に必要な基本的習慣（身辺、生活、コミュニケーション）の確立を目的に毎日の活動の積み重ねで、よりよい習慣形成や社会生活能力の向上や社会適応力を育成します。

#### ②作業支援

清掃作業・製品加工作業・製品販売等、作業を通して集中力や責任感を高めるとともに作業従事体験を通して働くことへの自信、意欲向上に努めます。

#### ③地域行事への参加

地域住民と交流し社会学習の場を提供します。

#### ④工賃向上計画の策定

#### ⑤利用者の発掘（定員10名：現在利用者8名）

地域の潜在的利用者の発掘に努め、障がいを持つ方の社会参加につなげます。

#### ⑥地域サロンでの作品の展示、販売

とっどる自主製品を展示、販売を行い、地域の方に障がいのある人が働くことへの理解や交流を深めます。

11月から3月 第4木曜日 「きゅ～っと焼き」を販売（6～9月野菜販売）

#### ⑦知床らうす道の駅玄関前広場イベント広場での作品等の販売

地元住民、及び観光客にとっどるの活動を周知、交流を深めます。

5月～10月 月1回土曜日 きゅ～っと焼き、飲み物、燻製、作品を販売

### (2) サービスの資質向上

質の高いサービス提供のため職員の資質向上を目的とした研修の実施・参加を行います。

#### ①サービス資質向上研修（事業所自主研修）年4回

#### ②工賃向上推進のための経営相談会への参加

## 14. 障がい者地域生活支援事業

(1) 障害者総合支援法における地域活動支援センター事業の実施 (※羅臼町からの受託運営)

町内に在住する障がい者の中で比較的軽度な障がい者に対して様々な活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

①創作的活動、生産活動、地域活動、生活支援活動

②利用者の発掘

地域の潜在的利用者の発掘に努め障がいを持つ方の社会参加につなげます

(2) 障害者総合支援法における移動支援事業の実施 (※羅臼町からの受託運営)

単独での外出が困難な障がい者が円滑に外出できるように支援します。